

船舶事故調査報告書

令和6年2月28日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	浸水
発生日時	令和4年11月2日 08時50分ごろ
発生場所	鹿児島県指宿市指宿港 指宿港東防波堤灯台から真方位226°550m付近 (概位 北緯31°14.1′ 東経130°39.2′)
事故の概要	作業船大福丸Ⅱは、係留作業中、機関室に浸水した。
事故調査の経過	令和4年11月21日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	作業船 大福丸Ⅱ、3.5トン KG3-45226（漁船登録番号）、株式会社新川床潜水工業 第290-34650号（船舶検査済票番号）
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	主機等に濡損、プロペラシャフトに曲損、船尾船底部に破口
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北北東、風力 4、視界 良好 海象：潮汐 上げ潮の初期
事故の経過	<p>本船は、船長及び作業員2人が乗り組み、離岸堤工事に従事するため、指宿港内の作業現場に向かった。</p> <p>船長は、先に作業現場の係留ブイに係留していた僚船の右舷方（北側）に並列して係留する目的で、本船の係留作業を開始し、同僚船が使用している係留ブイに本船も係留するため、同ブイに近づこうと本船の船首を西方に向けて極微速力で前進させていたところ、左舷方（南西方）に流され、本船のプロペラシャフトに僚船の係留索が絡まった。</p> <p>船長は、船尾部船底から機関室に浸水、本船が左舷側に傾斜し始めたので、作業員2人と共に海に飛び込み、僚船に救助された。</p> <p>船長は、本事故の発生を船舶所有者へ連絡し、船舶所有者は、海上保安庁へ通報した。</p> <p>(付図1 事故発生経過概略図 参照)</p> <p>本船は、その後転覆し、船舶所有者が手配した起重機船で引き揚げられ、修理業者により、プロペラシャフトのブラケット基部に負荷が掛かり、同部が破損して船底部に破口が生じ、機関室に浸水したことが確認された。</p> <p>船長は、船首を係留ブイに向けて操船することに意識を向けていたので、本船が圧流されていることに気付かず、また、僚船の係留索が黒色で見えにくく、本船が同係留索に接近していることに気付かなか</p>

	<p>ったと本事故後に思った。</p> <p>船長は、右舷後方から風力4の風が吹いており、本船の左舷方（南側）に僚船が係留していたので圧流されないようアンカーを入れ、近くに待機していた船外機船に係留索に係留ブイに渡してもらえば良かったと本事故後に思った。</p> <p>船長及び作業員2人は、救命胴衣を着用していた。</p>
分析	<p>本船は、右舷後方から風力4の風を受ける状況下、係留中の僚船の右舷方に係留作業中、船体が左舷方に圧流された際、船長が船底下にある僚船の係留索に気付かず、同索がプロペラシャフトに絡まったことから、プロペラシャフトのブラケット基部が破損し、同部から機関室に浸水したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、右舷後方から風力4の風を受ける状況下、係留中の僚船の右舷方に係留作業中、船体が左舷方に圧流された際、船長が船底下にある僚船の係留索に気付かず、同索がプロペラシャフトに絡まったため、プロペラシャフトのブラケット基部が破損し、同部から機関室に浸水したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>船舶所有会社は、本事故後、次の措置を講じた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・係留索の位置を認識しやすくするよう、同索に5m間隔で蛍光色（ピンク色）のリボンを取り付けた。 <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・船長は、係留作業を行う場合、風向、僚船の位置等を考慮し、アンカーを使用したり、他の小型船を使用したりして、圧流されないよう適切に作業を行うこと。

付図1 事故発生場所概略図

